

京都市上下水道局告示第49号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和5年1月18日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都府宇治市槇島町幡貫18番地

株式会社 祐

代表取締役 松村 祐介

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都府久世郡久御山町森村東236番地1から

京都府宇治市槇島町幡貫18番地に変更

(上下水道局下水道部管理課)